

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和5年度 第6回理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容
(1) 第1号議案のとおり、機構事務所移転を承認する。
(2) (1)の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日は、
令和5年10月10日とする。
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 三和伸彦
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和5年10月10日(火)
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 三和伸彦
- 5 理事総数8名の同意書
別添のとおり
- 6 監事総数2名の異議がないことを証する書類
別添のとおり

令和5年9月26日、理事長三和伸彦が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和5年10月10日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第36条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和5年10月10日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 三和伸彦 印

第1号議案

機構事務所移転の承認の件

1 移転理由

現在当機構事務所が入居している「大手前センタービル」においては、取壊しが行われるため、令和5年度末までに事務所を退去（移転）することを前提に貸主であるテレビ大阪株式会社との間で「定期貸室賃貸借契約」を締結しているため。

2 移転先

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル 9階 39.9坪

3 賃料（共益費を含む）

395,010円/月（消費税込み） 【参考：年間賃料約475万円】

4 移転予定日

令和5年12月末